



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年9月11日火曜日 第3009号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 684
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	（ " ）... 685
指定自立支援医療機関の辞退.....	（ " ）... 685
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）... 685
道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）.....	（東予地方局管理課）... 685
道路の供用開始（県道金子中萩停車場線）.....	（ " ）... 686
道路の区域変更（県道大野原川之江線）.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 686
指定居宅サービス事業の廃止.....	（中予地方局地域福祉課）... 686
指定介護予防サービス事業の廃止.....	（ " ）... 686
道路の区域変更（県道寺尾重信線）.....	（中予地方局管理課）... 687
道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 687

### 告 示

#### ○愛媛県告示第868号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
もりさわメンタルクリニック	松山市花園町4番地12和光ビル2階	森澤 巖	精神通院医療	平成30年8月1日
大洲さつき薬局	大洲市西大洲甲551番地1	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日
日本調剤大洲薬局	大洲市西大洲甲592番地1	日本調剤株式会社	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日
りんご薬局	松山市北条辻610番地1	株式会社GL Pharma & Tech	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日
ハロー薬局大洲病院前店	大洲市西大洲甲580番地1	有限会社ハロー薬局	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日
ほほえみ薬局	大洲市西大洲甲580番地2	有限会社大洲調剤	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日
あおい薬局	松山市花園町4番地11吉田ビル1階	上甲 俊輔	精神通院医療（薬局）	平成30年8月1日

#### ○愛媛県告示第869号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
一般社団法人もものはな	松山市天山1丁目4-7アルファライフ天山302号	もも訪問看護ステーション	松山市天山1丁目4-7	精神通院医療	平成30年8月1日

○愛媛県告示第870号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

Table with 3 columns: Name, Location (Before/After), and Change Date. Entry: 訪問看護ステーションサスケ, 四国中央市土居町津根3025-1 to 3357-1, 平成30年7月20日

○愛媛県告示第871号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

Table with 2 columns: Name, Resignation Date. Entries: 株式会社澤田薬局 (平成30年7月31日), 千舟町クリニック (平成30年7月31日)

○愛媛県告示第872号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社クラレ
岡山県倉敷市酒津1621番地
取締役社長 伊藤 正明
2 事業場の名称及び所在地
株式会社クラレ西条事業所
西条市朔日市892番地
3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号イ及び第74号

○愛媛県告示第873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

ばつき凝集沈殿処理施設

Table comparing 'Before Change' and 'After Change' for specific facility parameters like chemical oxygen demand and nitrogen content.

6 汚水等の処理施設に関する事項

ばつき凝集沈殿処理施設

Table comparing 'Before Change' and 'After Change' for wastewater treatment facility parameters like treatment before/after and flow volume.

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

排水口No.1

変更なし

備考 この他に雨水排水口が5箇所（今回1箇所設置する。）ある。

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	金子中秋停車場線	新居浜市萩生字河ノ北67番132から 同字67番100地先まで	旧	メートル 10.5~42.4	キロメートル 0.716	
			新	10.5~42.4	0.716	

○愛媛県告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中秋停車場線	新居浜市萩生字河ノ北69番1地先から 同字67番100地先まで	平成30年9月11日

○愛媛県告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大野原川之江線	四国中央市金生町山田井109番1地先から 同町山田井95番1地先まで	旧	メートル 9.1~16.5	キロメートル 0.080	
			新	9.1~22.3	0.080	

○愛媛県告示第876号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年9月11日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社よんやく	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町八倉83	平成30年5月31日	福祉用具貸与
株式会社よんやく	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町八倉83	平成30年5月31日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第877号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年9月11日

愛媛県中予地方局長 飯尾智仁

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社よんやく	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町八倉83	平成30年5月31日	介護予防福祉用具貸与

株式会社よんやく	株式会社よんやく	愛媛県伊予郡砥部町八倉83	平成30年5月31日	特定介護予防福祉用具販売
----------	----------	---------------	------------	--------------

## ○愛媛県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	東温市山之内字藤之内甲2091番1地先	旧	メートル 10.2~20.1 7.0	キロメートル 0.146 0.125	
			新	10.2~20.1	0.146	

## ○愛媛県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙214番2	平成30年9月11日